

三重団地メインセンター屋上防水改修工事特記仕様書	
総則	
工事概要	1. 工事場所 四日市市三重一丁目2番地 地内 2. 工事項目 防水改修工事
1. 共通仕様	(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁事務部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「改修仕様」という。)による。ただし、改修仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁事務部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「仕様」という。)による。
2. 特記仕様	(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の[...]内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(横...)内表示番号は、仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。
部分完成	○無・有()
部分引渡し	○無・有()
1) 保険及び保証	○建設工事保険 (保険証の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (◎管理財物担保特約に加入のこと)
2) 建設共済等	・任意にて加入 下記の制度について加入すること。 ○法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出) ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ・任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章 項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	
① 適用基準等	・建築工事標準詳細図 (国土交通大臣官庁官庁事務部監修 平成 28 年版) ※工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 (国土交通大臣官庁官庁事務部監修 平成 30 年版)
② 工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合、登録を行うこと [1.1.4]
③ 品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等での適用工事 ※風速 (V ₀) = 34 m/秒 地表面粗度 ※Ⅲ (Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ (Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm ・40 cm
④ 電気保安技術者	◎適用する。 ・適用しない。 [1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
⑤ 条件明示項目	・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 [1.3.5] ○工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。 ○現場工事は月一金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承認を得ること。 ○施工作業時間は原則8:30~17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。 ○施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。 ○工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担とする。 ○仮囲い等については周辺住民等の安全上、使用上支障がないよう計画し、維持管理に努めること。 ○工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。 ○資機材の搬入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ○大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ○足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。 ○道路の汚損がないよう努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。 ○既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。 ○工事により発生する塵土や塵粉、汚泥等は適切処理を行うこと。また、嵩増を避け、敷地外への泥水の流出を防止すること。

⑥ 発生材の処理	○振動、騒音、塵埃の発生を抑制する作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ○音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ○工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ○同一敷地内での別途工事については、協働に応じること。 ・2020/ / ~ / は工事を行わないこと。 ・工事期間は、 / ~ / とする。尚、 / ~ 工事担当確認後事前使用を行うこととする。 ・引渡しを要するもの () [1.3.12] ・特別管理産業廃棄物 ※無・有 () 処理方法 () ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う (再資源化が困難な場合には縮減) ○特定建設資材以外の搬出 ○横外搬出適正処理 ※ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びB票もしくはE票の承認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土 (50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告 (位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
⑦ 交通安全管理	交通安全員 ※配置する 1名以上 (大型車の出入は必ず) ・配置しない [1.3.9] ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求めた材料は以下の物とする。 [1.4.5] ()
⑧ 建築物を発生する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品 ② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のある J A S 規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品 ② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品 ③ J I S の E o 規格品 ④ J A S の F o o 規格品 改修仕様、仕様に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 ※適用する ・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ・防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、ステレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室温と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置
⑨ 特別な材料の工法	
⑩ 技能士	
12 化学物質の濃度測定	

⑪ 完成図	・提出する ※提出しない [1.8.1~3] 種類 ※改修仕様 表1.8.1による ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工計画書 ・施工計画書 ※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保安に関する資料 提出部数 ※1部																								
⑫ 記録	工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1部 ※工程写真 各工程 1部 ※竣工写真 ※内部、外部 2部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。																								
15 設備工事との取合い	施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強																								
16 設計 G L	※図示のベンチマーク (B.M.) mm (現状地盤は B.M. mm)																								
⑬ 完成引渡し後の点検	かし期間後、別に定めた特約 (責任施工による保証期間等)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会って工事目的物のかし点検を実施する。																								
⑭ 臨時検査	予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市仕様規程第8条第6項の規定により、発注者が臨時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い実施すること 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、監督事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。																								
⑮ 施工体制台帳の提出																									
2章 仮設工事	⑯ 足場その他 内部足場 別記 ※きつ組式 (手すり先行工法) [2.2.1] 外部足場 別記 ※きつ組式 (手すり先行工法) [2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ・行う 騒音・粉じん等の対策 ○行わない ・行う (・防音パネル ・防音シート) [2.1.3] 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1]表2.2.1 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)																								
	3 仮設仕切り (a)設置箇所 ※図示 [2.3.2]表2.3.1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上材(厚さ mm)</th> <th>充填材</th> <th>塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>※経量鉄骨</td> <td>・合板(※9.0)</td> <td></td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・木下地</td> <td>※せつこうボード(※9.5)</td> <td>厚さ mm</td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>単管下地</td> <td>防災シート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設扉</td> <td>※木製扉 ・鋼製扉</td> <td>・合板張り程度</td> <td></td> <td>※無し ・有り</td> </tr> </tbody> </table>	種別	下地	仕上材(厚さ mm)	充填材	塗装	・A種	※経量鉄骨	・合板(※9.0)		※無し	・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5)	厚さ mm	・片面	・C種	単管下地	防災シート			仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度	
種別	下地	仕上材(厚さ mm)	充填材	塗装																					
・A種	※経量鉄骨	・合板(※9.0)		※無し																					
・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5)	厚さ mm	・片面																					
・C種	単管下地	防災シート																							
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度		※無し ・有り																					
⑰ 監督員事務所	・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] (・規模 所置度) ・仕上げ:床、壁、天井 (程度)																								
⑱ 工事用水	構内既存の施設 ※利用できる (・有償 ※無償) ・利用できない																								
⑲ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる (・有償 ※無償) ・利用できない																								

3章 防水改修工事

① 既存下地の補修及び
免責

※図示による [3.2.6]
既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ○する ・しない

2 アスファルト防水

[3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~10]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類
アスファルトの種類 ※3種 押え金物 ※アルミニウム製(L=30x15x2.0程度) 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所 改修用ドレン ※設ける (箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリステレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き) 厚さ (mm) ※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ (mm) ※35 乾式保護材 製造所の仕様による 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 保護コンクリート仕上り平たき種別 ・a種 ・b種 ・c種 [3.3.5][8.1.4][表8.1.5] 仕上塗装 (P2A, M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1, 工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標準 ※設ける ・設けない		

3 改質アスファルト
シート防水

[表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類 (厚さmm)	仕上塗料等
仕上塗料の使用量 ※製造所の仕様による 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 施工標準 ※設ける ・設けない			

④ 合成高分子系
ルーフィングシート
防水

[表3.1.1][3.5.2~3][表3.5.1~2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類 (厚さmm)	仕上塗料等
仕上塗料の使用量 ※製造所の仕様による 絶縁用シートの種類 ※発泡ポリエチレンシート [3.5.2] 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所 屋根固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ・押出法ポリステレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b 接着工法に用いる断熱材 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・ポリエチレンフォーム断熱材 改修用ドレン ※設ける (箇所) ○設けない ※製造所の指定する製品 ・鋼製 ・鉛製 施工標準 ※設ける ・設けない			

⑤ 塗膜防水

[表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類	仕上塗料等
POX	東棟、西棟、北棟	X-1	無
L4X	東棟、西棟、北棟	X-2	無

仕上塗料の使用量 ※製造所の仕様による
既存塗膜防水層表面の仕上塗料の除去 (L4X工法) ○除去する [3.2.6]
脱気装置 ・設けない ○設ける
施工標準 ※設ける ・設けない

⑥ 保証期間

防水の保証期間は原則、10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

⑦ シーリング

○シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 [3.1.4][表3.1.2]
・拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]
※下表以外は、改修仕様表 3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類 (記号)
防水部分周囲等	MS-2
バルコニー上り部等	MS-2

シーリングの試験 ※行わない ・行う (※簡易接着性試験 ・引張接着性試験)

8 と い

材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) [3.8.2(1)]
とい受け金物 ※SUS製 ・亜鉛メッキ製 [3.8.2(1)]
ルーフレドレン ※JCS301 (日本鋼鉄ふた・排水器具工業規格) ・図示による [3.8.2(1)]

9 アルミニウム製笠木

表面処理 ・AB-1種 ※BB-1種 [3.9.2]

※産業廃棄物税
本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、
請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象とな
った場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を出付
して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する
ことができる。

※基力円等不当介入に関する事項
1. 契約の解除
四日市市の締結する本契約等からの基力円等排除措置要綱 (平成20年四日市市告示第28号)
第三條又は第四條の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づ
て、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する
ことができる。

2. 基力円等による不当介入を受けたときの職務
(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所長へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれ
あるときには、業務発注所長と協議を行うこと。
(3) (1)(2)の職務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。